

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳関係事務では事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制の提示を求め確認することとしている。

## 評価実施機関名

静岡県湖西市長

## 公表日

令和5年2月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>・住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保護する為には、住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>・住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>・また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>・住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成。</p> <p>(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</p> <p>(3)住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置</p> <p>(4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>(5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>(6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>(7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>(8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>(9)個人番号の通知および個人番号カードの交付</p> <p>(10)個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>(11)マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)による転出証明書情報の受領</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35号(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民記録システム</li> <li>2. 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>3. 中間サーバ</li> <li>4. 団体内統合宛名システム</li> <li>5. 宛名システム</li> <li>6. サービス検索・電子申請機能</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名情報ファイル</li> <li>2. 宛名履歴ファイル</li> <li>3. 住基異動ファイル</li> <li>4. 本人確認情報ファイル</li> <li>5. 送付先情報ファイル</li> <li>6. 通知カード 紛失届</li> <li>7. 個人番号指定請求書</li> <li>8. 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書</li> <li>9. 個人番号カード 交付/再交付申請 取消申出書 電子証明書 発行/更新申請 取消申出書</li> <li>10. 個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 発行/更新申請書</li> <li>11. 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 兼 個人番号カード送付先情報登録申請書</li> <li>12. 個人番号カード再交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書</li> <li>13. 個人番号カード 券面記載事項変更届 電子証明書 新規発行申請書</li> <li>14. 個人番号カード暗証番号変更・再設定 電子証明書暗証番号変更・再設定 申請書</li> <li>15. 個人番号カード紛失・廃止届 電子証明書 失効申請/秘密鍵漏えい等届出書</li> <li>16. 個人番号カード 一時停止解除届 利用者証明用電子証明書 一時停止解除届</li> <li>17. 個人番号カード返納届 兼 電子証明書 失効申請書</li> </ol>	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日 法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
<p><b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b></p>	
<p>①実施の有無</p>	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>市民安全部 市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>0</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>静岡県湖西市市民安全部市民課 431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4531</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>静岡県湖西市市民安全部市民課 431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4531</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	市民課長 渡邊 安章	市民課長 守田 浩津	事後	
平成29年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 3. 5. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 5. 7. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 77. 8. 0. 84. 85の2. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 3. 5. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 5. 7. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 77. 8. 0. 84. 85の2. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 119の項)	事前	
平成29年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名システム	事後	
平成29年12月7日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)宛名情報ファイル (2)宛名履歴ファイル (3)住基異動ファイル (4)本人確認情報ファイル (5)送付先情報ファイル	1. 宛名情報ファイル 2. 宛名履歴ファイル 3. 住基異動ファイル 4. 本人確認情報ファイル 5. 送付先情報ファイル 6. 通知カード 紛失届・返納届・再交付申請書 7. 個人番号指定請求書 8. 通知カード 表面記載事項変更届 9. 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 10. 個人番号カード交付/再交付申請 取消申出書 電子証明書 発行/更新申請 取消申出書 11. 個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 発行/更新申請書 12. 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 兼 個人番号カード送付先情報登録申請書 13. 個人番号カード再交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 14. 個人番号カード 券面記載事項変更届 電子証明書 新規発行申請書 15. 個人番号カード暗証番号変更・再設定 電子証明書暗証番号変更・再設定 申請書 16. 個人番号カード紛失・廃止届 電子証明書 失効申請/秘密鍵壊し等届出書 17. 個人番号カード一時停止解除届 利用者証明用電子証明書一時停止解除届 18. 個人番号カード返納届 兼 電子証明書 失効申請書	事後	
平成29年12月7日	II しいき鑑別判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
平成29年12月7日	III しいき鑑別判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成30年4月1日	II しいき鑑別判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	書式変更に伴う追加
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	市民経済部	市民安全部	事後	
令和3年12月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 宛名情報ファイル 2. 宛名履歴ファイル 3. 住基異動ファイル 4. 本人確認情報ファイル 5. 送付先情報ファイル 6. 通知カード 紛失届・返納届・再交付申請書 7. 個人番号指定請求書 8. 通知カード 表面記載事項変更届 9. 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 10. 個人番号カード交付/再交付申請 取消申出書 電子証明書 発行/更新申請 取消申出書 11. 個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 発行/更新申請書 12. 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 兼 個人番号カード送付先情報登録申請書 13. 個人番号カード再交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 14. 個人番号カード 券面記載事項変更届 電子証明書 新規発行申請書 15. 個人番号カード暗証番号変更・再設定 電子証明書暗証番号変更・再設定 申請書 16. 個人番号カード紛失・廃止届 電子証明書 失効申請/秘密鍵壊し等届出書 17. 個人番号カード一時停止解除届 利用者証明用電子証明書一時停止解除届 18. 個人番号カード返納届 兼 電子証明書 失効申請書	1. 宛名情報ファイル 2. 宛名履歴ファイル 3. 住基異動ファイル 4. 本人確認情報ファイル 5. 送付先情報ファイル 6. 通知カード 紛失届 7. 個人番号指定請求書 8. 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 9. 個人番号カード交付/再交付申請 取消申出書 電子証明書 発行/更新申請書 10. 個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 発行/更新申請書 11. 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 兼 個人番号カード送付先情報登録申請書 12. 個人番号カード再交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 13. 個人番号カード 券面記載事項変更届 電子証明書 新規発行申請書 14. 個人番号カード暗証番号変更・再設定 電子証明書暗証番号変更・再設定 申請書 15. 個人番号カード紛失・廃止届 電子証明書 失効申請/秘密鍵壊し等届出書 16. 個人番号カード一時停止解除届 利用者証明用電子証明書一時停止解除届 17. 個人番号カード返納届 兼 電子証明書 失効申請書	事後	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(10)個人番号カード等を用いた本人確認 なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35号(通知カード、個人番号カード運送事務の委任)により機関に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(10)個人番号カード等を用いた本人確認 (11)マイナンバーひたしサービス(サービス検索・電子申請機能)による転出証明書情報の受領 なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35号(通知カード、個人番号カード運送事務の委任)により機関に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名システム	1. 住民記録システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバ 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名システム 6. サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 3. 5. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 5. 7. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 74. 77. 8. 0. 84. 85の2. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 107. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 119の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三編(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四編(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 3. 5. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 5. 8. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 74. 77. 8. 0. 84. 85の2. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 101. 102. 103. 105. 106. 107. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 119の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	